

## 携帯電話等の通信機器の利用について

趣旨と決まりをご理解の上、携帯電話等の通信機器の持参を希望する場合は、利用届を提出してください。昨年度までに、携帯電話等の通信機器の持参を認められている方も再度提出してください。お手数をおかけしますがよろしく願いいたします。

### 1 趣旨

携帯電話等の通信機器の校内への持込みは原則禁止としております。しかしながら、児童の安全管理等の諸般の事情がある場合、保護者の要望があれば、児童に携帯電話等の通信機器を持たせることができます。持参した携帯電話等の通信機器は、原則、お子様のランドセルで保管していただきます。紛失・故障等のトラブルが起きた場合には、学校として弁償等の責任をとることはできかねます。これらのことを十分にご理解の上利用させてください。

### 2 携帯電話等の通信機器利用の手続きについて

- (1) 携帯電話等の通信機器を常に持参させる場合は、下の「携帯電話等の通信機器利用届」に記入し、学級担任に預ける。
- (2) 携帯電話等の通信機器を急遽、当日に持参する場合は、保護者が学級担任へ連絡をする。

### 3 携帯電話等の通信機器の使用上の決まりについて

- (1) 登下校時、在校中は携帯電話等の通信機器をランドセルの中に保管し、使用しないことを原則とする。
- (2) 特別な事情があり、保護者へ連絡するために携帯電話等の通信機器を使用するときは、教師に申し出て、職員室、もしくは教師のいるところで使用する。
- (3) 特別な事情があり、保護者への緊急時や迎えの連絡をするため等、登下校中に携帯電話等の通信機器を使用するときは、安全な場所でマナーを守って使用する。(歩きながら使用したり、横断歩道や交差点等で使用したりしない。SNSの利用や動画、音楽の視聴等、保護者との連絡以外には使用しない。)
- (4) ご家庭で、携帯電話等の通信機器の利用の仕方や決まりなどを一緒に確認する。
- (5) 上記の決まりを守れない児童には、携帯電話等の通信機器の持参、使用を禁止する。

----- きりとりせん -----

携帯電話等の通信機器利用届 令和 年 月 日

千葉市立幕張小学校長 様

携帯電話等の通信機器を使用する主な理由等

年 組 児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(自署の場合は押印を省略できます。)